

逗子市集団資源回収事業者協議会規約

1 目的

この規約は、逗子市集団資源回収要綱の規定に基づき、逗子市集団資源回収事業者協議会（以下「協議会」という。）資源物の回収を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 組織及び構成

協議会は、逗子市集団資源回収実施事業者名簿に登録された事業者で構成する。

3 提出書類

協議会員は、要綱の規定に基づく資源物を回収するに当たり、次の書類を市に提出しなければならない。また、市に提出した書類に変更が生じた時は、速やかに届け出なければならない。

- ・資源物の回収に従事する者の名簿
- ・資源物の回収に使用する車両の任意保険の加入を証する書類の写し

4 遵守事項

協議会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、遵守事項が守られなかった場合は、協議会員から脱退させることができる。

- ・集団資源回収実施団体から回収した対象資源物は、団体ごと且つ対象資源物ごとに重量がわかるような措置を講ずること。
- ・回収した資源物は、速やかに且つ適正に処理する又は適正に処理できる業者に引き渡すこと。
- ・回収に従事する者の名簿に記載された従業員以外の者に資源物の回収をさせないこと。
- ・資源物の収集漏れや取り残し等により登録団体等から収集依頼があった場合は、可能な限り対応するものとする。
- ・要綱第10条第5項に規定する表示は、A3判程度の大きさと視認しやすい文字の大きさとし、作業中もしくは走行中に破損、落下、飛散、紛失等しないような材質及び方法により、車体の両側面に表示すること
- ・協議会員は、回収業務に関し、自治会等からの問い合わせ等があった時は、親切丁寧に対応しなければならない。
- ・資源物の回収に使用する車両の運行は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、その他の関係法令を遵守し、事故防止に努めるものとする。
- ・回収作業中は、歩行者等の安全確保を最優先し、周囲の安全を十分に確保し、過積載及び他の車両の交通の妨害にならないよう留意すること。

・車両運行時には、みだりにホーンを使用しないこと。また、不要な空ぶかしを防止する、あるいはこまめにアイドリングストップを励行する等、環境への負荷を軽減するよう努めること。

・回収作業中に事故が発生した場合は、負傷者がいるときは、直ちに負傷者の救護をし、事故の大小にかかわらず市及び警察に通報するとともに、被害者へは誠意をもって対応し、回収業務によって生じた事故等に係る損害（第三者への損害を含む）については、回収事業者の責任において解決するものとする。なお、事故発生後は、速やかに事故発生報告書を書面にて市に提出するものとする。

この規約を遵守することを誓約いたします。

平成27年 月 日

登録事業者

住 所

事業者名

代表者氏名

